

令和5年度岡山県結核予防週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。また、平成28年度に改正された結核に関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第72号）においても、結核に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が規定されている。岡山県においては、年間150人近くの新登録結核患者が発生しており、関係機関との十分な協力の下で対策を推進する必要がある。

今後、結核予防対策の一層の推進を図るためには、より多くの方々に結核に関する正しい知識を深めていただくことが重要であることから、結核予防週間を契機として、県民に対する正しい理解及び結核の早期診断・早期治療につながる知識の普及をさらに推進することとする。

今般の新型コロナウイルス感染症にみられるように、感染症の脅威は日本のみならず全世界に及ぶ重大な課題であり、結核をはじめ感染症についての適切な情報の公表や正しい知識の普及等の重要性が高まっているものと考えられる。そのため、今年度の「結核予防週間」は、結核のみにとどまらず、呼吸器疾患などの感染症についても積極的な普及啓発活動を行い、感染症全般に対する予防対策の一層の推進を図ることとする。

2 主 催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、
（公社）岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、（公財）岡山県健康づくり財団

3 後 援

（一社）岡山県病院協会、（公社）岡山県看護協会、（公社）岡山県診療放射線技師会、
（一社）岡山県臨床検査技師会、（一社）岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、
岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、
岡山県国民健康保険団体連合会、（一財）岡山県社会保険協会、
（公財）岡山県生活衛生営業指導センター、（公財）岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和5年9月24日（日）～9月30日（土）まで

5 重点目標

- （1）県民の結核をはじめとする、呼吸器疾患などの感染症（以下、「結核等」という。）に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織などを通じて、より一層の普及啓発を図る。
- （2）集団感染防止対策として、学校、事業所、医療機関、福祉施設等の関係者に対する結核等の正しい知識の普及等に努める。

6 結核予防週間中の標語

『いまも1日平均28人が結核と診断されています。』

その他、実施機関によって適宜作成するものとする。

7 実施行事等

(1) 啓発資材の配付

(公財)結核予防会が作成するポスター・リーフレット等を関係機関に配布し、検診、予防接種及び有症状時の医療機関受診の重要性の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核等予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への結核等の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し結核等の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対して結核等の正しい知識の普及を行う。

8 週間中に用いる資材

(1) ポスター

(2) 受診勧奨パンフレット 等